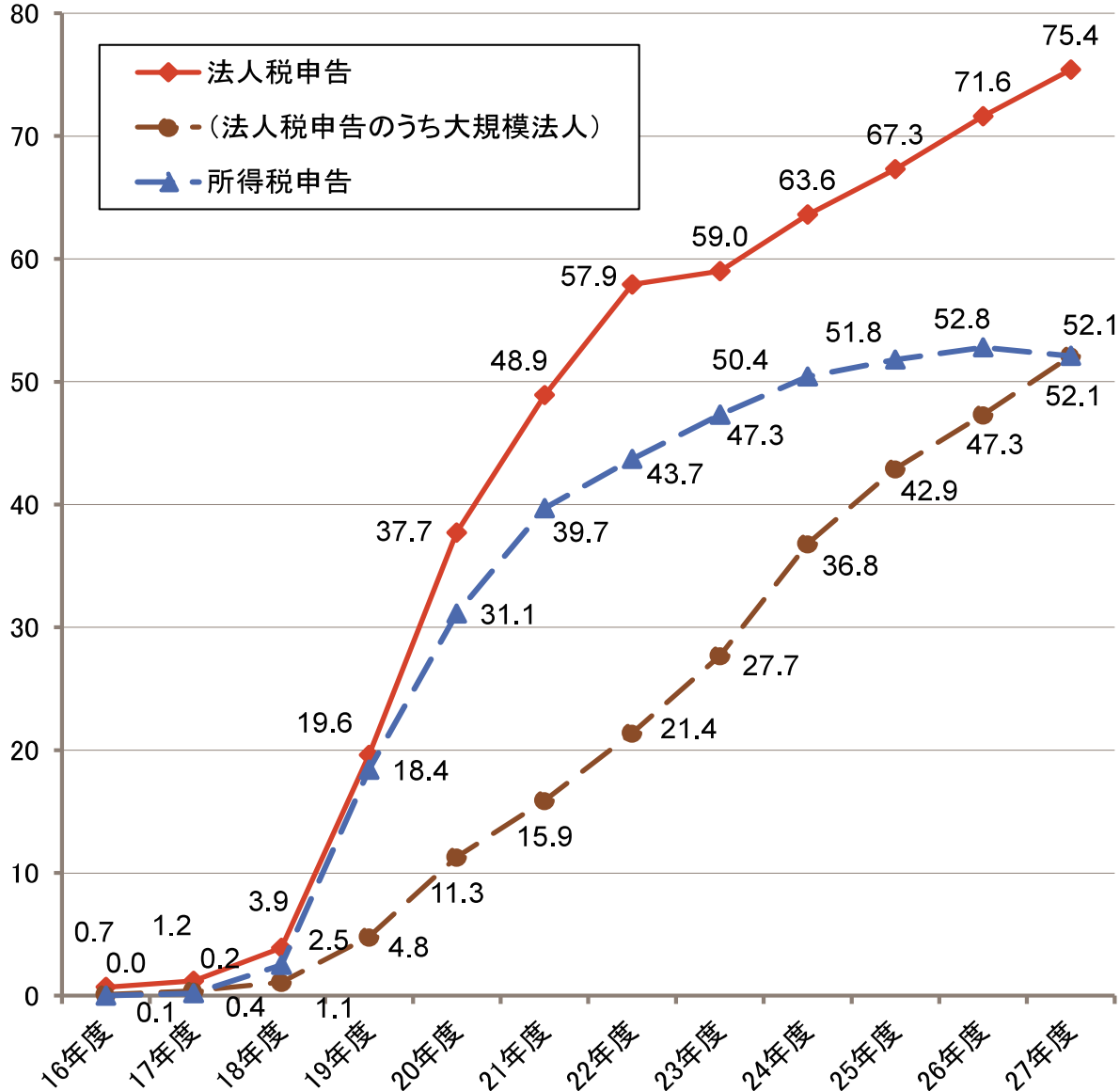


e-Taxの利用率の推移とこれまでの利便性改善策

(単位: %)

e-Tax利用率の推移



ICT化の進展に対応した主な施策(e-Tax関連等)

(施行開始)

- 平成16年
 - ・電子申告・電子納税(e-Tax)の運用開始
- 平成17年
 - ・法定調書の提出方法の拡充
(光ディスクによる提出を可能とする)
- 平成19年
 - ・電子申告における電子署名省略
(税理士等の代理送信の場合における本人の電子署名省略)
 - ・電子申告税額控除制度の創設(個人)
(5,000円を上限。平成19年分又は20年分)
- 平成20年
 - ・電子申告における第三者作成書類の添付省略
(例 医療費の領収書、寄附金控除の証明書等)
- 平成21年
 - ・電子納税へのダイレクト納付の導入
 - ・電子申告税額控除制度の延長(平成22年分まで)
- 平成23年
 - ・電子申告税額控除制度の延長(個人)
(控除額を引下げた上、平成24年分まで
平成23年分:4,000円、平成24年分:3,000円)
- 平成26年
 - ・法定調書の光ディスク等による提出義務化
(前々年に1,000枚以上提出している法定調書を対象)
- 平成28年
 - ・電子申告における添付書類の提出方法の拡充
(イメージデータ等による提出を可能とする)
- 平成30年
 - ・確定申告書に添付すべき証明書等の範囲拡充
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)

e-Taxを利用していない理由(アンケート結果)

○ e-Taxを利用しない(又は利用をやめた)理由として、多くの納税者から以下の2点が挙げられている。

① 電子的な提出が困難で、書面提出になる添付書類がある。

② 電子証明書やICカードリーダライタの取得に費用や手間がかかる。

(注)その他、別目的で書面が必要、セキュリティ上の不安など、税務手続以外の理由が挙げられることも多い。

個人

順位	理由	割合 (%)
1	ICカードリーダライタの取得に費用や手間がかかるから	34.1
2	電子証明書の取得(更新)に費用や手間がかかるから	32.2
3	セキュリティに不安がありインターネットを利用したオンライン申請に抵抗があるから	7.4
4	添付書類の一部について、別途、提出する必要があるから	6.0
5	税務署で申告の内容を確認したいから	4.6

(注1)当該設問に対する回答者数は90,688人。複数回答可。

(注2)アンケートの回答者には個人の納税者以外(税理士等、法人)も含まれるが、その数は僅か(約2%)。

(出所)国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートの実施結果について(平成29年8月)

法人

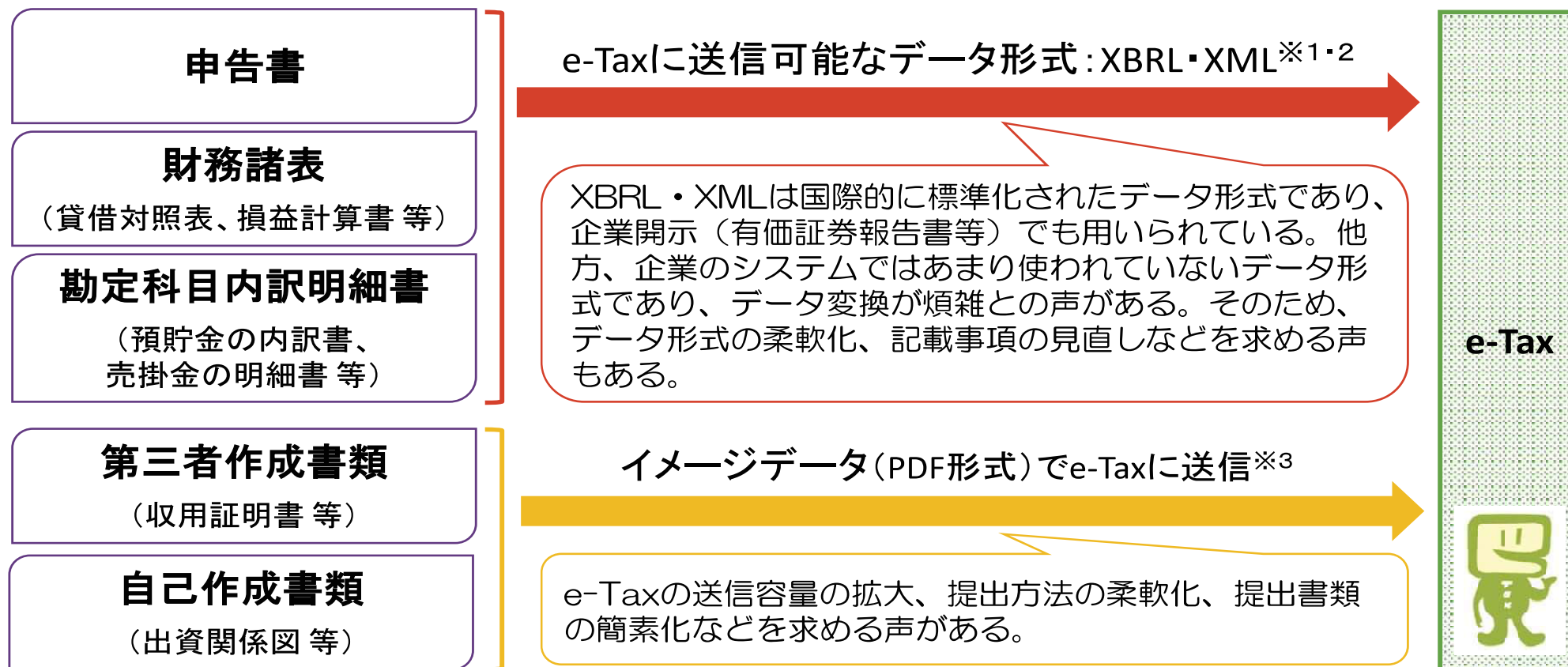
順位	理由	割合 (%)
1	社内での決裁・閲覧、金融機関への写しの提出などに書面の申告書が必要であることから、e-Taxを利用する必要性が感じられない	38.1
2	書面提出する添付書類があり、e-Tax送信分と書面提出分に分けて作業するのが煩雑である	32.0
3	税務署が近いため、e-Taxを利用する必要性が感じられない	22.3
4	電子証明書の取得に費用がかかる	21.5
5	e-Tax導入までの手続きが煩雑である又はよくわからない(初期設定、電子証明書の取得等)	20.5

(注)当該設問に対する回答法人数は2,698社。複数回答可。

(出所)平成26事務年度に東京国税局が同局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)を対象として実施したアンケート結果の取りまとめ⁹

課題① 「電子的な提出が困難で、書面提出になる書類がある」への対応

e-Taxにおける法人税申告書等のデータ提出方法(現状のイメージ)



- ※1 XML (eXtensible Markup Language)とは、情報の内容にタグを付加して構造的に記述し、コンピュータ処理をしやすいコンピュータ言語。XBRL (eXtensible Business Reporting Language)とは、XMLをベースとして開発され、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。
- ※2 財務諸表や勘定科目内訳書の作成・送信機能が実装されていないソフトウェアの利用者等の利便性向上の観点から、CSV形式のデータのうち、一定のルールで記録されたものの取り込み機能、XBRL・XML形式への変換機能を、国税庁が提供する電子申告ソフト(e-Taxソフト)に実装(平成28年4月)。
- ※3 平成28年4月以降、e-Taxで申告等を行う際、従前は別途郵送等で書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能とした。

課題② 「電子証明書等の取得に費用や手間がかかる」への対応

e-Taxにおける本人確認方法

- e-Taxにおける本人確認の方法については、オンライン手続の情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、納税者の利便性を確保しつつ、オンライン手続に係るリスクに適切に対応する観点から、電子署名・電子証明書の送付を基本としつつ、一定の範囲に限ってID・パスワードによることとしている。
- また、政府方針として、電子証明書を標準的に搭載したマイナンバーカードの普及を促している。

(参考)e-Taxで利用できる電子証明書には、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)や法務省商業登記認証局が法人の商業登記に基づいて発行する電子証明書のほか、民間企業が作成する電子証明書が存在。

オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン (平成22年8月31日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)

A.2.2. 電子署名と認証の使い分けの考え方

ここでは、オンライン手続における代表的な下記の3種類の脅威を考える。

- ・ 他人になりすまして申請される(なりすまし)
- ・ 申請後に申請内容を改ざんされる(改ざん)
- ・ 実際には申請済みであるにもかかわらず、その事実を否認される(事実否認)

電子署名と認証をそれぞれ個別の技術として捉える場合、一般的には、電子署名が上記のいずれの脅威に対しても有効に働き、認証は「なりすまし」を対象とした対策に位置づけられる。

一方、情報システムの設計にあたっては、脅威に対する有効性に加え、利用・運用コスト、性能等を含む総合的な観点から対策を合理的に選択することが求められる。

世界最先端IT国家創造宣言 官民データ活用推進基本計画 (平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会戦略本部 官民データ活用推進戦略会議)

第1部 総論

II-3-(2) 官民データの利活用に向けた環境整備

(中略)また、特に官民データの利活用に向けた環境整備を進めるに当たっては、データの信頼性・安全性を高める手段として、ネットワーク上の認証基盤としてのマイナンバー制度の普及展開を推進する。

課題② 「電子証明書等の取得に費用や手間がかかる」への対応

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化（平成31年1月以降順次実施）

1. 個人納税者がマイナンバーカード※を用いてe-Taxを利用する場合において、ID・パスワード(PW)の入力を省略する。（マイナンバーカード方式）
2. また、マイナンバーカードの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワード(PW)のみによるe-Taxの利用を可能とする。（ID・パスワード(PW)方式）

※マイナンバーカードには電子証明書が標準的に搭載

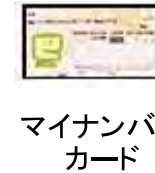
現行の方式



申告時

ID/PW

+



マイナンバー
カード



ICカード
リーダーライター

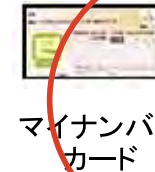
1. マイナンバー
カード方式



申告時

ID/PW
は省略

+



マイナンバー
カード



ICカード
リーダーライター

近年、マイナンバーカードの電子証明書情報を読み取り可能なスマートフォンが登場（ICカードリーダーライターが不要となる）

2. ID・
パスワード方式



税務署

事前の
本人確認

申告時

ID/PW

+

電子署名
は省略

ただし、ID・PW方式は国税庁HPからの申告のみを対象しており、国税庁HPサーバからe-Taxにデータを送信する際、自動的に電子署名を付して（暗号化処理）、改ざん検知を図る予定